第８回広島県環境影響評価技術審査会総会議事録

１　開催日

平成 29 年９月 20 日（水）（平成 29 年９月 13 日～20 日の間，書面により照会）

２　書面開催とした理由

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第７条第１項及び広島県環境影響評価技術審査会運営細則第６（１）アの規定により，総会の開催が困難であると判断したため。

３　委員氏名

内田委員，奥田委員，久我委員，﨑田委員，高木委員，内藤委員，中井委員，中坪委員，
西田委員，西村委員，福本委員，前川委員，矢野委員，山田委員，山本委員，吉田委員

４　会議に付した議案の件名

第１号議案　会長の互選について
第２号議案　会長の選任について
第３号議案　会長の職務代理者の指名について
第４号議案　部会の設置について
第５号議案　部会に所属する委員の指名について
第６号議案　部会長の指名について
第７号議案　部会長の職務代理者の指名について
第８号議案　部会の決議の取り扱いについて

５　定足数及び議事録署名委員

○　委員 16 名全員から照会に対する回答を得たことにより，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第 46 条第２項の定足数（半数以上）を満たした。

○　広島県環境影響評価技術審査会運営細則第６（３）の規定により，会長が議事録署名委員となった。

６　議事の概要

第１号議案から第８号議案について審議し，次のとおり全ての議案について承認された。

第１号議案　会長の互選について

広島県環境影響評価技術審査会運営要領第２条第２項の規定により，会長を指名推薦により選任する。

同意する　　１６名
同意しない　　０名

第２号議案　会長の選任について

広島県環境影響評価に関する条例（以下「条例」という）第 40 条第１項の規定により，中坪孝之委員を会長に選任する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第３号議案　会長の職務代理者の指名について

条例第 40 条第３項の規定により，会長の職務代理者に西田　恵哉委員を指名する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第４号議案　部会の設置について

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（以下「規則」という）第 47 条第２項の規定により，審査会を２分割した部会を設置し，審議することとする。なお，審査案件の割り振りについては，案件の特性等に応じて，会長と部会長の協議により決定する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第５号議案　部会に所属する委員の指名について

規則第 47 条第２項の規定により，前期の部会の委員構成を基本とし，内田　龍彦委員を第１部会委員，前川　啓一委員を第１部会委員に指名する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第６号議案　部会長の指名について

規則第 47 条第３項の規定により，第１部会長に西田　恵哉委員，第２部会長に中坪　孝之委員を指名する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第７号議案　部会長の職務代理者の指名について

規則第 47 条第４項の規定により，第１部会長の職務代理者に矢野　泉委員，第２部会長の職務代理者に﨑田　省吾委員を指名する。

同意する　　１６名

同意しない　　０名

第８号議案　部会の決議の取り扱いについて

規則第 48 条の規定により，部会の決議をもって技術審査会の決議とする。

同意する　　１６名

同意しない　　０名